

# 産業復興投資促進特区制度について

## (農林水産業関係)

東日本大震災復興特別区域法にもとづき、福島県と県内59市町村が共同申請を行った「ふくしま産業復興投資促進特区」が平成24年4月20日に認定され、平成25年11月29日に農業・林業・水産業分野が追加認定を受けたことに伴い、田村市内の復興産業集積区域において、農林水産業の新・増設を促進し被災者等の雇用機会の確保に寄与する事業を行う方々が、税制上の特例措置の適用を受けられることになりました。

### 1. 対象事業

田村市内の復興産業集積区域において、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が雇用機会の確保に寄与する事業

### 2. 税制上の特例措置

**選択適用**

特別償却 又は 税額控除	特別償却	～平成28年3月末	選択 適用	税額控除	～平成28年3月末
	機械装置	即時償却		機械装置	15%
	建物・構築物	25%		建物・構築物	8%

※ 税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。

**法人税特別控除**  
被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除できます。(指定を受けた日から5年間)  
※ 税額控除は法人税額の20%が限度。

**新規立地促進税制**  
復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後5年間無税になります。

新設法人の再投資等準備金積立額を <b>損金算入</b> (指定の日から5年経過するまでの事業年度において、 所得額を限度として)	+	機械又は建物等に再投資した場合の <b>即時償却</b> (再投資等準備金残高を限度)
---	---	--

※ 上記のほか、雇用・投資要件あり。10年経過後は、毎事業年度、準備金残高の1/10を益金に算入。

**研究開発税制**  
開発用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。

開発研究用資産について即時償却ができる。	+	開発研究用資産の即時償却した減価償却費の <b>12%を税額控除</b> (通常8～10%)
----------------------	---	--

※ 上記3種の特例と併せて適用可能。

◎ 地方税の課税免除または不均一課税を受けることができます。  
【県税】 法人事業税、不動産取得税 【市税】 固定資産税

### 3. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を田村市に提出していただきます。田村市からの指定後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出いただき田村市から認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。詳細については、「指定に関する手続きの流れ」をご覧ください。

### 4. 申請窓口

田村市産業部農林課農政係 電話：0247-81-2511 FAX：0247-81-2522  
URL：作成中  
e-mail：norin@city.tamura.lg.jp